

第3回「(仮称)観光振興税」に係る懇談会
～開催概要～

日時：令和2年2月10日(月) 10:00～11:40
場所：かでの2.7 710号会議室

■議 題

- (1) 税の使い道について
- (2) 税額について
- (3) 課税免除について

- 事務局から、「税の使い道」に関して考え方や取り組み例、「税額」及び「課税免除」に関して課題やこれまでの意見を参考資料により説明し、意見交換などを実施。

■主な意見など

[税の使い道について]

- 既存の事業に加えて、新たな取り組みに税を充てる考えと理解できた。
- 本年度設置される「地域観光戦略プラットフォーム」において、宿泊税を導入する自治体との連携や支援などについて協議を行うべき。
- 宿泊税を導入する市町村と年度毎にPDCAの確認を行うことは重要。
- 道税を100円とするケースでも、政策目的を実現するための手段として、市町村へ補助する考え方もあるのではないか。
- 本道には、市町村では解決できない広域的な課題が多い。

[税額について]

- 市町村の宿泊税や入湯税を含めた納税者の負担感を考慮すると、道の税額を50円とする選択肢もあるのではないか。
- それぞれの地域で観光振興に取り組んでいる市町村が多く、財源を使える方が、道全体の観光振興につながるのではないか。
- 広域な本道は福岡県とは事情が異なるので、広域的な課題に対応する道は一律100円とし、地域で異なる様々な課題に対応する市町村に納税者の負担能力に応じた税額を委ねることが望ましい。

- 各自治体が平等に財政需要に応じた財源を確保する観点から、道が一律100円を徴収するケースが一番簡素である。
- 宿泊税を導入する市町村ごとに受益は異なるので、それぞれの税額とらざるを得ない。

[課税免除について]

- 部活動での宿泊は、学校行事としての正確な補足が困難と思われ、望ましくないのではないか。

[懇談会としてのまとめ]

- 道税を100円とし、市町村が独自に宿泊税を導入する場合は、それぞれ条例を定めて用途に見合った税額を設定するケースが望ましい。
- 免税点は設けず、修学旅行等の学校行事のみを免除することが望ましい。